

大阪市規則第62号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（令和7年大阪市規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(転居費の算定方法等)</p> <p>第17条 条例第13条の市規則で定める方法は、次に掲げる方法とし、<u>旅行命令権者が次の各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行った各号の規定により算定した額の合計額とする。</u>ただし、外国旅行においては、別表第2に定める容積又は重量の範囲内において算定した額とする。</p> <p>〔1〕 略〕</p> <p>〔2〕 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして<u>取得した見積額を</u>超えるときは、当該額とする（この項本文に規定する現に運送を行った各号の規定により算定した額を合計する場合であって、<u>前号の規定により算定した額と合計するときは、この</u></p>	<p>(転居費の算定方法等)</p> <p>第17条 条例第13条の市規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。<u>ただし、外国旅行においては、別表第2に定める容積又は重量の範囲内において算定した額とする。</u></p> <p>〔1〕 同左〕</p> <p>〔2〕 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして<u>前号の規定により算定した額を</u>超えるときは、当該額とする。</p>

<p style="text-align: center;"><u>限りでない。)</u>。</p> <p>[2・3 略]</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第24条 条例第21条第3項に規定する給与の種類は、給料、管理職手当、<u>初任給調整手当 (第1種初任給調整手当に限る。)</u>、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当又はこれらに相当する給与とする。</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <p>[表 別紙2 挿入]</p>	<p>[2・3 同左]</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第24条 条例第21条第3項に規定する給与の種類は、給料、管理職手当、<u>初任給調整手当</u>、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当又はこれらに相当する給与とする。</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <p>[表 別紙1 挿入]</p>
<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の職員の旅費に関する条例施行規則第17条第1項の規定は、この規則の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後に出発する旅行及び退職、免職 (罷免を含む。)、失職若しくは休職 (以下「退職等」という。) となった場合又は死亡した場合において職員の旅費に関する条例 (令和7年大阪市条例第20号) 第3条第2項の規定により旅費を支給する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行及び退職等となった場合又は死亡した場合において同項の規定により旅費を支給する旅行については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に基づき従前の例によることとされる旅行について、施行日以後に職員の旅費に関する条例第3条第4項及び第5項に規定する旅費の支給が生じた場合の金額の算定は、なお従前の例による。

[別表第1 別紙1]

行政職給料表の各級に相当する職務の級又は号給料表

行政職 給料表	教育職 給料表 (1)	教育職 給料表 (2)	教育職 給料表 (3)	研究職 給料表	医療職 給料表 (1)	医療職 給料表 (2)	医療職 給料表 (3)	消防職 給料表	保育士 給料表	特定任 期付職 員給料 表
[同左]										
5級 4級	3級 特2級	3級 特2級	3級	2級	2級	4級 3級	5級 4級	5級 4級	4級	
[同左]										

[備考 同左]

[別表第1 別紙2]

行政職給料表の各級に相当する職務の級又は号給料表

行政職 給料表	教育職 給料表 (1)	教育職 給料表 (2)	教育職 給料表 (3)	研究職 給料表	医療職 給料表 (1)	医療職 給料表 (2)	医療職 給料表 (3)	消防職 給料表	保育士 給料表	特定任 期付職 員給料 表
[略]										
5級 4級	3級 特2級	3級 特2級	3級	2級	2級	4級 3級	5級 4級	5級 4級	5級 4級	5級 4級
[略]										

[備考 略]